

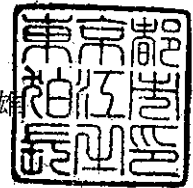
狛江市公告第275号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 2 項の規定により定められた
狛江市まちづくり条例（平成 15 年条例第 12 号）第 29 条の規定に基づき、地区計
画の原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供します。

なお、その原案に係る区域内の土地所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日か
ら 3 週間を経過する日までに、市長に対して意見書を提出することができます。

令和 8 年 10 月 19 日

狛江市長 松原 俊雄



- 1 都市計画の種類及び名称
調布都市計画地区計画水道道路沿道地区地区計画
- 2 位置及び区域
狛江市東和泉二丁目、猪方一丁目、猪方二丁目、猪方三丁目、駒井町一丁目、
駒井町二丁目及び岩戸南四丁目各地内
- 3 縦覧場所
狛江市役所都市建設部まちづくり推進課（5 階）
- 4 縦覧期間
令和 8 年 10 月 19 日から令和 8 年 11 月 2 日まで
- 5 意見書の提出期間
令和 8 年 10 月 19 日から令和 8 年 11 月 9 日まで
- 6 意見書の提出先
狛江市役所都市建設部まちづくり推進課（5 階）